

2013年度地方交付税算定結果の検証と 2014年度の展望（上）

飛 田 博 史

はじめに

1. 2013年度の地方交付税のポイント
 2. 普通交付税算定結果 (以上 本号)
 3. 算定基礎の状況 — 基準財政需要額を中心に (以下 次号)
 4. 特別交付税の状況
 5. 2014年度普通交付税算定の見通し
- むすび — 地方交付税の展望

はじめに

本稿は昨年7月に公表された2013年度地方交付税（普通交付税）算定結果について、詳細な算定基礎のデータ分析を交えてその特徴を明らかにし、さらに、2014年度の普通交付税算定（以下「交付税算定」と呼ぶ）を展望したものである⁽¹⁾。

2013年度算定では地方公務員給与の臨時特例（以下「給与の臨時特例」と呼ぶ）の反映とこれに対する財政対策が焦点となった。あくまで政府の要請であった給与削減を地方交付税を通じて財政面から誘導する算定のあり方は、財政の「需要」を算定する制度の基本的考え方に照らして問題がある。

2014年度の算定では、地方法人課税の交付税原資化対策とともに、行革実績などを補正

(1) 本稿は2月に行われた自治労主催の地方財政セミナー2014の原稿を加筆修正したものである。

に適用する地域の元気創造事業費が創設された。一般財源総額確保の対策が複雑化するなかで、制度の目的や手段の基本的考え方が見失われつつある。

1. 2013年度の地方交付税のポイント

(1) 2013年度地方財政計画の概要（図表1）

2013年度の地方財政計画（以下「地財計画」と呼ぶ）の規模は、通常収支分で81.9兆円（前年度比0.1%増 以下カッコ内は伸び率、△はマイナス）、地方税や地方交付税などの用途の自由な一般財源総額は59.8兆円（0.2%）、水準超経費を除く分（つまり交付団体対象分）でみると59.0兆円（0.0%）といずれも前年度並みを確保した。

歳出では社会保障サービス・給付、保健衛生、公共施設の運営費等を含む一般行政経費が31.8兆円（2.2%）と大きく増加しているほかは、給与関係経費19.7兆円（△5.9%）、投資的経費10.7兆円（△2.1%）、公営企業繰出金2.6兆円（△3.1%）など減少項目が多い。なかでも給与関係経費は給与の臨時特例を織り込んだため大幅に減少した。これに対し、給与の臨時特例対応分として緊急防災・減災事業費4,550億円、地域の元気づくり事業費3,000億円が臨時的経費として計上された。

一方、歳入では、地方税が34.0兆円（1.1%）と法人関係税を中心に道府県税、市町村税とも前年度比増。また、地方譲与税についても地方法人特別譲与税の伸びにより2.3兆円（3.8%）の見込みとなった。

地方交付税は17.1兆円（△2.2%）と2007年度以来の減少となったが、これは歳出規模の抑制に加え、上記の地方税等の増加による財源不足の縮小が要因となっている。

このほか、国庫支出金11.9兆円（0.8%）は生活保護費負担金や新児童手当などの社会保障関連の国庫補助負担金などが増加している。

地方債は11.2兆円（△0.1%）と微減となったが、臨時財政対策債（以下「臨財債」と呼ぶ）の発行は6.2兆円（1.3%）と高止まりしており、地方債残高のなかでも年々その割合が上昇している。なお、2013年度の地財計画ベースの地方債残高見込みは145兆円で、このうち臨財債は45兆円、31.0%を占めている。

なお、歳入には「全国防災事業一般財源充当分」が控除項目として計上されているが、これは別枠である東日本大震災分の全国防災事業（地財計画の東日本大震災分）

<図表1> 2013年度地方財政計画歳入歳出一覧（通常収支分）

（単位：億円、％）

区 分		平成25年度 (A)	平成24年度 (B)	増減額 (A)-(B) (C)	増減率 (C) / (B)
歳 入	地方税	340,175	336,569	3,606	1.1
	地方譲与税	23,470	22,615	855	3.8
	地方特例交付金	1,255	1,275	△20	△1.6
	地方交付税	170,624	174,545	△3,921	△2.2
	国庫支出金	118,503	117,604	899	0.8
	地方債	111,517	111,654	△137	△0.1
	うち臨時財政対策債	62,132	61,333	799	1.3
	うち財源対策債	8,000	8,200	△200	△2.4
	使用料及び手数料	13,888	14,037	△149	△1.1
	雑収	39,852	40,444	△592	△1.5
全国防災事業一般財源充当分 ※1	△130	△96	△34	35.4	
計	819,154	818,647	507	0.1	
一 般 財 源 (水準超経費を除く)	597,526 590,026	596,241 589,741	1,285 285	0.2 0.0	
歳 出	給与関係経費	197,479	209,760	△12,281	△5.9
	退職手当以外	177,892	188,247	△10,355	△5.5
	退職手当	19,587	21,513	△1,926	△9.0
	一般行政経費	318,257	311,406	6,851	2.2
	補助	163,919	158,820	5,099	3.2
	単独 ※2	139,993	138,095	1,898	1.4
	国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	14,345	14,491	△146	△1.0
	地域経済基盤強化・雇用等対策費	14,950	14,950	0	0.0
	公債費	131,078	130,790	288	0.2
	維持補修費	9,889	9,667	222	2.3
	投資的経費	106,698	108,984	△2,286	△2.1
	直轄・補助	56,668	57,354	△686	△1.2
	単独	50,030	51,630	△1,600	△3.1
	給与の臨時特例対応分	7,550	—	7,550	皆増
	緊急防災・減災事業費	4,550	—	4,550	皆増
	地域の元気づくり事業費	3,000	—	3,000	皆増
	公営企業繰出金	25,753	26,590	△837	△3.1
	企業債償還費普通会計負担分	16,376	16,824	△448	△2.7
	その他	9,377	9,766	△389	△4.0
	不交付団体水準超経費	7,500	6,500	1,000	15.4
計	819,154	818,647	507	0.1	
(水準超経費除く)	811,654	812,147	△493	△0.1	
地方一般歳出	664,200	664,533	△333	△0.1	

※1 全国防災事業一般財源充当分の平成24年度の額は、平成24年度地方財政計画の歳入に計上された「緊急防災・減災事業一般財源充当分」の額である。

※2 地方税等の減収分（震災関連）見合い歳出分895億円を控除した額である。

（資料） 総務省ホームページ

に充当する一般財源所要額の振替である。

(2) 地方公務員給与の臨時特例と地方交付税 (図表2)

◆ 臨時特例の反映

給与の臨時特例は、2013年1月24日に閣議決定された「公務員の給与改定に関する取扱いについて」において、政府として防災・減災、地域経済の活性化を理由とする⁽²⁾国家公務員に準ずる対応を正式に地方に対し要請したものである。

これを踏まえて、国は2013年度の「地財計画」において相当額の給与削減とその財政対策を決定した。

地財計画上の給与削減の影響額は8,504億円（うち一般財源ベース7,854億円⁽³⁾）となり、この地方交付税の算定では、普通交付税の基準財政需要額（以下「需要額」と呼ぶ）の各単位費用の引き下げを通じて反映された。

一方、緊急課題への臨時的な財政対策として、新たに地財計画の通常収支分において緊急防災・減災事業費（投資単独事業）4,550億円、地域の元気づくり事業費3,000億円が加算され、別枠となっている東日本大震災分においても全国防災事業費（直轄・補助事業）973億円が盛り込まれた。

なお、緊急防災・減災事業費と全国防災事業費の地方負担分は全額地方債を充当し、後年度の元利償還金の7割、8割を地方交付税の需要額に算入することとした。また、地域の元気づくり事業費は、交付税算定において「地域の元気づくり推進費」として新たな項目を立て、需要額加算する対策を講じた。

起債償還の交付税措置を含めた財政対策全体では、給与の臨時特例による交付税の減少を中期的に相殺するかたちとなるが、当該年度の直接的な加算対策は地域の元気づくり事業費3,000億円にとどまる。

(2) 15日の国と地方の協議の場では、地方公務員の給与削減に対する政府からの明確な根拠は示されず、協議の場で地方側から根拠の明確化の要請を受けて、明記されたものである。その点では後付けでこしらえた、場当たりの理由付けである。

(3) 両者の差額は義務教育費国庫負担金の教職員人件費分である。

<図表2> 地方公務員給与費の臨時特例と緊急課題への対応について

- 平成25年度における地方公務員の給与について、国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、国に準じて必要な措置を講ずるよう要請（H25.1.24閣議決定）
- これを踏まえ、地方財政計画において、平成25年7月からの地方公務員給与費を削減
- 防災・減災事業、地域の活性化等の緊急課題へ対応するため、給与削減額に見合った事業費を、歳出に特別枠を設定して計上

1. 増減額

- (1) 地方公務員給与費削減額 ▲8,504億円
(うち一般財源 ▲7,854億円)
- (2) 緊急課題への対応
 - ① 全国防災事業費（地方負担分） 973億円
 - ② 緊急防災・減災事業費 4,550億円
 - ③ 地域の元気づくり事業費 3,000億円
 - 計 8,523億円

※ ①、②は地方債により措置。③は普通交付税（地域の元気づくり推進費）により措置。

2. 地域の元気づくり推進費の算定

普通交付税の基準財政需要額として、以下のとおり算定。

- ・地域の活性化の取組に必要な財政需要に対して、人口を基本として基礎額を算定。
- ・これまでの人件費削減努力を給与水準（国の給与削減前のラスパイレス指数）と、職員数削減の要素で加算。

	基礎額	人件費削減努力による加算		計
		ラスパイレス指数(注1)	職員数削減(注2)	
都道府県分	650億円程度	650億円程度	650億円程度	1,950億円程度
市町村分	350億円程度	350億円程度	350億円程度	1,050億円程度

(注1)

- ・「H24年度（H24.4.1現在の国の給与削減前のラスパイレス指数）」と「H20～H24年度のラスパイレス指数の平均値」の小さい方を用いて、100を下回る度合いに応じて割り増して算定を行う。
- ・H24年度のラスパイレス指数が100以上の場合は割り増しは0。

(注2)

- ・全国の職員数がピークであった5年間（H5～H9）の平均職員数と、H20～H24年度の平均職員数による削減率に応じて割り増して算定を行う。（都道府県の平均削減率△11.3%、市町村の平均削減率△16.1%）
- ・H20～H24年度の平均職員数が増加している場合は割り増しは0。

(資料) 総務省 2013年度地方財政計画資料

◆ 地域の元気づくり推進費について — 普通交付税算定の反映

交付税算定に新設された「地域の元気づくり推進費」は道府県分で1,950億円、市町村分で1,050億円を算定し、測定単位に人口、補正係数に段階補正を適用し、さらに国家公務員の給与削減前のラスパイレス指数や過去の職員数の削減率の実績による割増補正が加えられ、各補正で3分の1ずつ算定する構造である。

なお、補正による配分効果は後にみるように段階補正の影響が効いており、小規模自治体においてその寄与度が大きい。

(3) 地域経済基盤強化・雇用等対策費

2009年度以来、リーマンショック後の地方財政危機対策として、地財計画において歳出特別枠が計上されており、2012年度に「地方再生対策費」「地域活性化・雇用等対策費」⁽⁴⁾が統合され「地域経済基盤強化・雇用等対策費」が創設された。2013年度は前年に引き続き総額1兆4,950億円が計上された。

需要額では、**図表3**のような算定に反映され、臨時項目である「地域経済・雇用対策費」で7,400億円（道府県3,300億円、市町村4,100億円）、既存費目の単位費用で7,550億円（道府県3,170億円、市町村4,380億円）が算定された。

＜図表3＞ 地域経済基盤強化・雇用等対策費1兆4,950億円の基準財政需要額への反映 (億円)

事業	金額	うち道府県	うち市町村	関連する項目
地域経済・雇用対策	7,400	3,300	4,100	地域経済・雇用対策費
住民生活にひかりをそそぐ事業	350	70	280	社会福祉費、地域振興費等
子育て支援サービス充実推進事業	1,000	200	800	社会福祉費
地球温暖化対策暫定事業	100	50	50	林野行政費（道府県）、林野水産行政費（市町村）
活性化推進事業	6,100	2,850	3,250	地域振興費、高齢者保健福祉費等
合計	14,950	6,470	8,480	

(資料) 総務省「平成25年普通交付税大綱」より作成

(4) もともと、2つの項目は臨時的に創設されたもので、地方再生対策費は2008年度に地方法人特別税および同譲与税の導入をきっかけに創設された。また、地域活性化・雇用等対策費は2009年の地財対策で麻生政権が地方交付税の1兆円加算を打ち出し、地域雇用創出推進費の目目でいわゆる別枠加算を講じたことに端を発する。この別枠加算の手法は政権交代後も項目名を変えて継承され今日にいたっている。

(4) 臨時財政対策債の「財源不足額基礎方式」への完全移行

2001年度に創設された臨財債は、一定の算式にもとづき各自治体の発行可能額を算出し、これを当該自治体の需要額から控除する。

臨財債の元利償還金は後年度の交付税算定に100%算入されることから、仕組みの上では普通交付税の振替財源と位置づけられる。

同発行可能額の算定は2011年度から2013年度の3年間で、人口にもとづく人口基礎方式から自治体の財政力を基準とする財源不足額基礎方式に段階的に移行し、あわせて不交付団体の発行は不可となった。

臨財債発行可能総額は6兆2,132億円(1.3%) (道府県分3兆8,470億円、市町村分2兆3,662億円)と増加した。

財源不足額基礎方式の算定式は下記に示した内容である。臨財債振替前の財源不足額(つまり基準財政需要額－基準財政収入額)に対し、臨財債への振替率の全国平均Eを乗じ、さらに、財政力指数にもとづく補正係数(政令市とその他市町村については別立て)と調整率をかける。なお、財政力指数は都市部の法人課税の変動にもなう財政力の変動などを鑑み2012年度以降は5カ年平均を適用する。

(振替前の基準財政需要額－基準財政収入額) × E × 財政力指数に応じた補正係数
× 調整率

E：普通交付税から臨財債(財源不足額基礎方式)への振替率の全国平均

*財政力指数は過去5カ年平均

この算式の構造では、財政規模に占める発行額は財政力が低い自治体において大きくなるが、振替率では財政力が高い自治体で大きくなる。

図表5は財政力ごとの振替率を試算し係数で表したものである。政令市、その他市町村とも財政力が低い場合に係数が小さくなっており、たとえば財政力0.1の場合、振替率は政令市で0.1551(15.51%)、その他市町村で0.0563(5.63%)、これに対し0.9の場合、政令市で0.8237(82.37%)、その他市町村で0.6347(63.47%)である。

すなわち、財政力の低い自治体については普通交付税による財源保障の割合を高くする一方で、財政力の高い自治体については赤字地方債による補てんの割合を高くする算定結果となる。

＜図表5＞ 財政力に応じた普通交付税から臨財債への振替率の試算

財政力指数	政 令 市	その他市町村
0.1	0.1551	0.0563
0.2	0.1710	0.0720
0.3	0.1935	0.0945
0.4	0.2296	0.1260
0.5	0.2881	0.1755
0.6	0.3736	0.2521
0.7	0.4951	0.3601
0.8	0.6482	0.4951
0.9	0.8237	0.6347
1.0		0.7742

自治体の普通交付税算定資料より試算

なお調整率は加味していない

周知のように臨財債の元利償還金は後年度に100%交付税算定で算入されるため、最終的には財政力による交付税配分の差は還元される構造になっているが、中期的な交付税算定の変動要因を踏まえると、同じ一般財源の確保といっても、実質的には財政力による保障のあり方には差があり、2013年度算定はこうした特徴がより強まったといえる⁽⁵⁾。

(5) 特定被災地方公共団体の算定

東日本大震災の被災地では道路や港湾などのインフラの喪失や人口、児童生徒数等の急減などにより、交付税算定に用いる統計上数値が把握困難であったり、数値があってもその激変のため通常の算定が困難な状況となっている。

そこで「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」により特定被災地方公共団体に指定された自治体については、2011年度の算定から、普通交付税に関する省令にもとづき、特例的な算定方法を適用している。

需要額項目のうち、当該年度の学校基本調査の数値を用いる教育費関連では、避難などによる児童・生徒数の激減に対し、年度内に復帰するものとみなして児童数等の

(5) 従来の人口基礎方式においても、人口が多い大都市では財政力が高いため、臨財債の振替率との関係では同様の傾向があったが、これがより明確な相関をもつようになった。

伸び率を全国平均水準で算定し、学校施設の維持管理費等についても復帰後を想定して通常の経費を算定している。

基準財政収入額（以下「収入額」と呼ぶ）のうち法人事業税や法人住民税については、2012年度の算定では過去の実績から推計すると税収が過大評価され、交付税算定が実状にあわないため、これを踏まえた割落としなどが講じられたが、2013年度は減収実績にもとづき、通常の算定方法に復帰している。

なお、2016年度には2015年国調人口にもとづく普通交付税の測定単位の改定が控えており、避難地域に指定されている自治体を中心に、交付税算定の今後のあり方が問われる。

（6）住民税の年少扶養控除廃止等による追加増収分に対応した国庫補助負担金の一般財源化

2012年度に住民税の年少扶養控除等が廃止され、その一部は児童手当（旧子ども手当）の自治体負担分に充てられることになり、残余は社会保障関連の国庫補助負担金の一般財源化に充てられた。2013年度はその追加増収分886億円が生じたことで、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進基金、妊婦健康診査支援基金にかかる国庫補助事業の一般財源化に充当された。これにともない、一般財源相当額の経費については需要額に算入された。

2. 普通交付税算定結果（巻末資料1参照）

2013年度の交付税算定結果のポイントは以下の通りである。

（1）概況

普通交付税総額は16兆387億円（△2.2%）、道府県分が8兆4,251億円（△3.1%）、市町村分が7兆6,136億円（△1.3%）といずれも前年度比減となった。なお、臨財債を含む実質額の伸びは道府県分が△1.4%、市町村分が△0.1%と減少率は縮小した。

算定の結果、不交付団体数は臨財債の影響分⁽⁶⁾を除くと東京都と48市町村の計49

（6） 需要額から臨財債発行可能額を控除した結果、需要額が収入額を下回り、不交付団体となった自治体

団体と前年度より1団体の増加にとどまった。このうち調整率⁽⁷⁾をかけた結果不交付になったのは神奈川県藤沢市、愛知県豊山町、宮崎県木城町である。一方、今年度、交付団体となった自治体のなかで1954年の制度発足以来初の交付団体となったのが鎌倉市である。同市は収入額がほぼ前年度並みとなるなかで、需要額のうち高齢者保健福祉費などの社会保障関係費の伸びなどが影響している。なお、臨財債への振替がなかった場合の不交付団体は54団体と前年度より1団体減少している。

(2) 算定要素別の状況

需要額を算定要素別にみると、個別算定経費（地域経済・雇用対策費、地域の元気づくり推進費、公債費除く）は道府県分が16兆8,800億円（△2.0%）、市町村分が17兆2,400億円（0.4%）と道府県分については給与削減の影響で前年度比減となっている。

包括算定経費は道府県分が1兆5,246億円（△1.8%）、市町村分が2兆9,636億円（△2.9%）で引き続き公共事業費の減少が反映されている。

地域経済・雇用対策費は道府県分が3,209億円（0.1%）、市町村分が4,015億円（0.0%）。

地域の元気づくり推進費は道府県分が1,811億円、市町村分996億円といずれも皆増。

公債費等は道府県分が2兆9,861億円（4.6%）、市町村分が2兆8,167億円（3.1%）であった⁽⁸⁾。

以上の総額から臨財債振替相当額を控除した結果、算定上の需要額は道府県分が18兆458億円（△0.8%）、市町村分が21兆1,551億円（0.4%）となり、道府県分は微減、市町村分は微増となった。

一方、収入額は道府県分が9兆6,088億円（1.5%）、市町村分が13兆5,274億円（1.5%）と道府県分は3年連続増、市町村分は2年ぶりの増加となった。

両者の算定結果により、普通交付税額は道府県分が8兆4,251億円（△3.1%）、市町村分が7兆6,136億円（△1.3%）と減少しているが、相対的には収入額の増加が大きく寄与しており、全体で見ると給与削減の普通交付税への影響は限定的であった。

(7) 地財計画の事前に決定した普通交付税総額に実際の各自治体の算定結果による積算額を突き合わせるための割落とし率

(8) 各伸び率は今年度の財源不足団体を基準に前年度と比較したものである。

(3) 増減の主な要因

需要額の増加要因については、道府県分、市町村分とも、社会福祉費や高齢者保健福祉費など、需要額に占める割合が高い社会保障関連の単位費用が伸びたことがあげられる。そのほか、地財対策である地域の元気づくり推進費の皆増、公債費における臨財償還費の増額などが寄与している。

減少要因については、資料では給与費の削減が主要因とされているが、各単位費用に占める給与費の割合はさまざま、給与費の削減だけで説明することはできず、他の諸経費の見直しなどの影響も無視できない。

一方、収入額の増加要因については、道府県分は道府県民税所得割、法人事業税、軽油引取税、地方法人特別譲与税。市町村分は市町村民税所得割および法人税割、固定資産税、市町村たばこ税であり、税制改正や景気回復局面に入り一定の増収効果が表れている。

減少要因については、道府県分は道府県たばこ税、自動車税、市町村分は自動車取得税交付金、自動車重量譲与税である。

(4) 需要額と収入額の推移

次に需要額と収入額および普通交付税の推移をみてみよう。

図表6-1・2は、いわゆる三位一体改革にともなう交付税削減が行われた2004年度を起点に、道府県分と市町村分の需要額（臨財債控除後）と収入額および普通交付税の推移を表したものである。

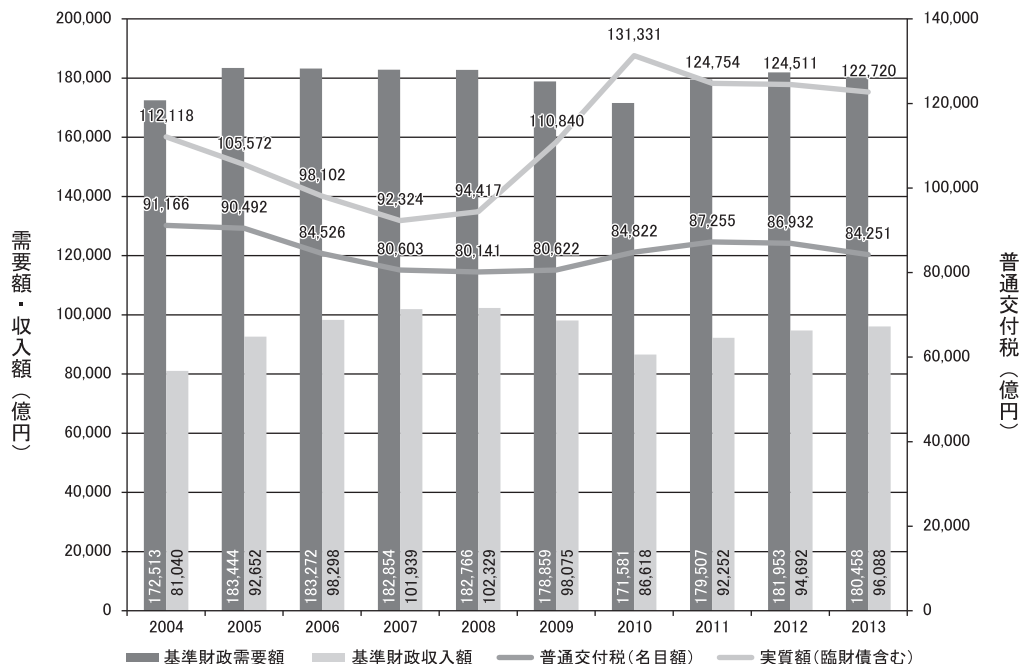
普通交付税の2本の折れ線グラフは実際の交付額（以下「名目額」と呼ぶ）と臨財債を加算した実質的な普通交付税（以下「実質額」と呼ぶ）を表している。

道府県は2004年度から2008年度にかけて名目額の交付税額が減少傾向にあるが、これは景気回復や税制改正を背景とする収入額の伸びによる財源不足の大幅な縮小、愛知県の不交付団体への移行（2006～2008年度）などによるもので、需要額ベースでは安定的に推移している。

2010年度にかけて、いわゆるリーマンショックにともなう税収減により財源不足が拡大し、名目値の交付税額が8.5兆円程度に増加しているが、臨財債を含む実質額では13.1兆円となっている。すなわち、この間の大幅な財源不足を交付税の実額ではカバーできないため、大幅に臨財債に振り替えた様子がうかがえる。

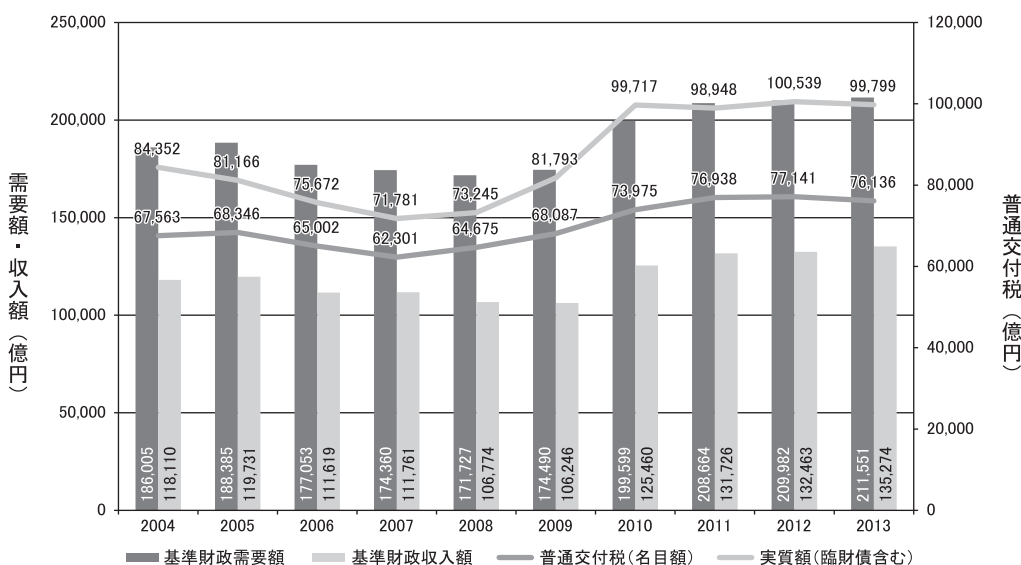
2011年度以降は地財計画を背景に需要額が横ばいとなるなかで、交付税の総額は比

＜図表6-1＞ 普通交付税算定の推移（交付団体 道府県分）



(資料) 総務省「地方交付税算定計数資料」各年度より作成

＜図表6-2＞ 普通交付税算定の推移（交付団体 市町村分）



(資料) 同上

較的安定的に推移するものの、実質額と名目額の差が顕著には縮小せず、臨財債への依存度は高い。

一方、市町村についてもほぼ道府県と同様の傾向にあるが、2007年度までは不交付団体の急増により、需要額と収入額も名目上減少している。2011年度以降は需要額、収入額、交付税とも安定推移しており、最近の交付税総額は名目額7兆円台、実質額で10兆円前後となっている。

2013年度は給与の臨時特例の影響で、とりわけ道府県算定において需要額の減少がみられるが、時系列では2011年度を上回っており、臨財債控除前で試算した場合でも同様であった。

近年、地方交付税が比較的安定的に推移している背景には、小泉改革における交付税削減への各方面からの強い批判や経済情勢を踏まえた政府の総額確保への対応がある。なかでも、2009年度以来計上されている歳出特別枠の寄与度は大きい。

2013年度も地財計画の地域経済基盤強化・雇用等対策費として1.5兆円の交付税算定への反映が大きく寄与しているが、あくまで経済財政の悪化に対する暫定措置であり、2014年度の地財対策をめぐっては財務省からの全廃の要求がなされるなど先行きは厳しい。近年の水準は不安定な算定根拠に支えられているものであることに留意すべきである。

(5) 圏域別交付状況

次に普通交付税の道府県分と市町村分合計の圏域別⁽⁹⁾交付状況をみてみよう。

図表7-1・2は2005年度以降の普通交付税の圏域別配分比率を表したものである。

図表7-1は普通交付税の名目額でみた配分状況。図表7-2は臨財債発行可能額を合わせた実質額での配分状況である。

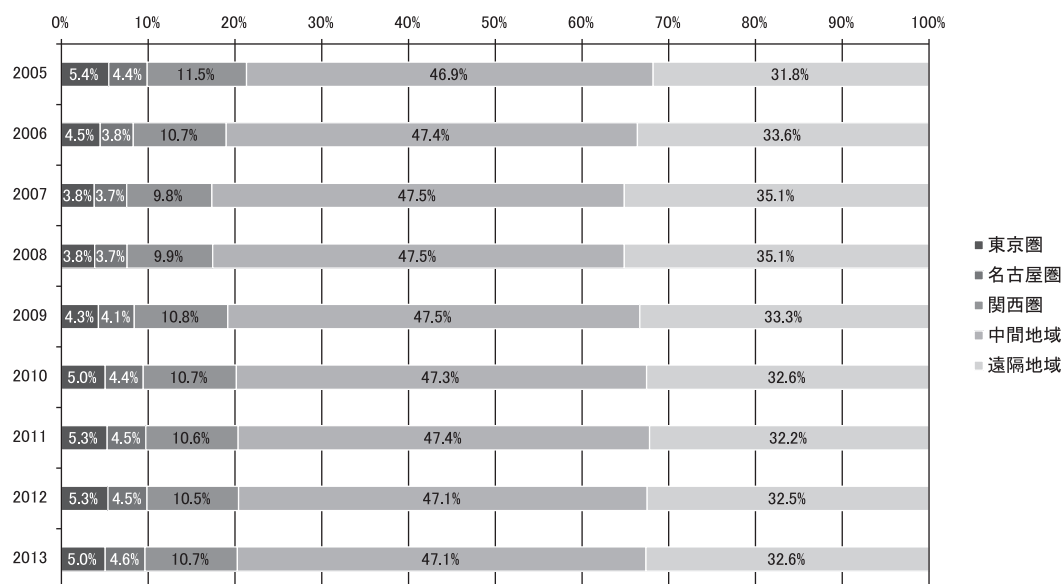
(9) 本稿では47都道府県を以下の5圏域に区分する。

東京圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）、名古屋圏（岐阜県、愛知県、三重県）、関西圏（京都府、大阪府、兵庫県、奈良県）以上「三大都市圏」と呼ぶ。

中間地域（宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、静岡県、滋賀県、和歌山県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県）、遠隔地域（北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、鳥取県、島根県、山口県、徳島県、高知県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県）以上「地方圏」と呼ぶ。

なお圏域区分については町田俊彦「地方交付税の地域格差是正機能の低下『東京一極集中』」林建久他編『グローバル化と福祉国家財政の再編』を参照した。

＜図表7-1＞ 普通交付税の配分状況（地方計）



(資料) 同上

＜図表7-2＞ 普通交付税の配分状況（地方計 臨財債含む）



(資料) 同上

おおむね景気動向を背景とする財政状況を反映して、三大都市圏の構成比が大きく変動しており、2000年代半ばの景気回復局面では大都市自治体の不交付団体の増加や財源不足の圧縮ともない、構成比が縮小する傾向がみられる。

2008年度には経済財政の悪化により大都市の交付団体が増加した結果、三大都市圏の配分割合が上昇し、その後も同様の傾向が続いている。一方、地方圏の配分比率は減少しているが、2009年度以降は交付税総額の拡充などにより、おおむね一定額が確保されてきたものと推察される。

2013年度の配分比率には大幅な変動はなく、名目額では三大都市圏が20.3%（東京圏5.0% 名古屋圏4.6% 関西圏10.7%）、地方圏が79.7%（中間地域47.1% 遠隔地域32.6%）であった。

臨財債を含めた実質額での配分比率では、三大都市圏が26.7%（東京圏8.3% 名古屋圏6.0% 関西圏12.4%）、地方圏が73.2%（中間地域45.1% 遠隔地域28.1%）となり、名目額に比べて三大都市圏の割合が上昇、地方圏の割合が低下している。

以上のことから2013年度も引き続き、普通交付税の配分の重点が地方圏に置かれており、大都市圏では臨財債による財源確保のウエイトが高いことを意味している。こうした傾向は財源不足額基礎方式の算定を通じて、都市部の普通交付税が臨財債に振り替えられた効果を裏付けるものである。

（とびた ひろし 公益財団法人地方自治総合研究所研究員）

キーワード：普通交付税／臨時財政対策債／財源不足額基礎方式／
給与の臨時特例／緊急防災・減災事業費／地域の元気づくり事業費／
地域経済基盤強化・雇用等対策費／地域経済・雇用対策費

<資料1>

閣議報告

平成25年7月23日

平成25年度普通交付税大綱

地方交付税法第10条の規定に基づき、平成25年度普通交付税の額を次のとおり決定したので、報告する。

1 決定額

区 分	平成25年度	平成24年度
総 額	16兆 387億円	16兆4,073億円
道府県分	8兆4,251億円	8兆6,932億円
市町村分	7兆6,136億円	7兆7,141億円

2 交付団体及び不交付団体数

区 分	平成25年度			平成24年度		
	交 付	不 交 付	計	交 付	不 交 付	計
道府県分	46	1	47	46	1	47
市町村分	1,671	48	1,719	1,672	47	1,719
計	1,717	49	1,766	1,718	48	1,766

※平成24年度の不交付団体数は、臨時財政対策債への振替の結果不交付となった団体を除く。

(資料) 総務省ホームページ

3 主な算定事項

- (1) 地方公務員の給与に要する経費について、平成25年1月24日の閣議決定「公務員の給与改定に関する取扱いについて」を踏まえて措置すること。
- (2) 地域の活性化等の緊急の課題に対処する観点から「地域の元気づくり推進費」を設けること。
- (3) 海外競争力強化等をはじめ地域経済の活性化や、雇用機会の創出を図るなど、住民のニーズに適切に対応した行政サービスを展開できるよう「地域経済・雇用対策費」を設けること。
- (4) 少子・高齢社会に対応した地域福祉施策の充実、障害者の自立支援、高齢者の医療の確保、国民健康保険の財政基盤の強化のための措置、子育て支援施策の充実、児童虐待防止、自殺予防等に要する経費の財源を措置すること。
- (5) 特別支援教育の充実、図書館施策の充実、教育情報化対策、私学助成の充実等教育施策に要する経費、地方公共団体における情報化施策等の推進に要する経費の財源を措置すること。
- (6) 住民の生活に直結する公共施設の整備及び維持管理に要する経費、観光立国推進対策、治安維持特別対策、消防救急業務に要する経費の財源を措置すること。
- (7) 環境と調和した循環型社会の形成に向けて、自然環境の保全、廃棄物の発生抑制や再利用の促進、地球温暖化対策事業等に要する経費の財源を措置すること。
- (8) その他制度の改正に伴って必要となる経費及び地方公共団体の行政水準の確保のために必要となる経費の財源を措置すること。
- (9) 臨時財政対策債への振替額に相当する額を控除した額を基準財政需要額とすること。
- (10) 東日本大震災の被災団体に対し、小・中学校費、高等学校費及びその他の教育費（幼稚園）の算定において、特例的な措置を講じること。

4 交付決定日

平成25年7月23日（火）

[参 考]

普通交付税 都道府県別決定額（道府県分・市町村分）

（単位：百万円）

都道府県	道府県分	市町村分
北海道	672,498	790,241
青森	215,257	193,417
岩手	216,735	191,817
宮城	156,397	177,707
秋田	192,652	187,762
山形	178,047	143,823
福島	193,902	195,277
茨城	163,408	151,191
栃木	124,822	85,087
群馬	129,101	119,190
埼玉	185,444	140,566
千葉	157,116	148,135
東京	—	53,146
神奈川	60,352	63,680
新潟	272,172	251,227
富山	127,919	83,383
石川	128,739	103,819
福井	127,202	59,800
山梨	128,141	91,258
長野	214,142	244,358
岐阜	167,118	161,604
静岡	151,945	97,312
愛知	64,272	90,561
三重	133,894	118,299
滋賀	110,604	82,636
京都	170,481	150,345
大阪	281,646	259,461
兵庫	301,193	287,922
奈良	145,290	112,171
和歌山	160,876	111,236
鳥取	135,013	85,814
島根	181,277	140,370
岡山	165,884	175,062
広島	184,077	196,825
山口	170,977	131,549
徳島	147,707	89,278
香川	110,560	78,292
愛媛	165,545	149,677
高知	171,095	129,499
福岡	274,913	320,119
佐賀	141,795	93,773
長崎	214,607	202,628
熊本	212,881	215,347
大分	169,919	135,204
宮崎	181,721	140,759
鹿児島	264,719	248,489
沖縄	201,003	134,531
合 計	8,425,059	7,613,645

（注）表示単位未満を四捨五入しているため、各都道府県の数値の計と合計は一致しない。

平成25年度 普通交付税の決定について

交 付 額

(単位:億円、%)

区 分	平成25年度	平成24年度	伸 率
道府県分	84,251	86,932	△3.1
市町村分	76,136	77,141	△1.3
合 計	160,387	164,073	△2.2

地域の元気づくり推進費

地域の活性化等の緊急の課題に対処する観点から、「地域の元気づくり推進費」を計上。

区 分	算 定 額
道府県分	1,950億円
市町村分	1,050億円
合 計	3,000億円

平成25年度 普通交付税の算定結果 (財源不足団体)

1 基準財政需要額、基準財政収入額、普通交付税額

(単位: 億円、%)

区 分	道府県分		市町村分		
	平成25年度	対前年度伸率	平成25年度	対前年度伸率	
基準 財政 需要 額	個別算定経費 (c、d、e除き) a	168,800	△2.0	172,400	0.4
	包括算定経費 b	15,246	△1.8	29,636	△2.9
	地域経済・ 雇用対策費 c	3,209	0.1	4,015	0.0
	地域の元気づ くり推進費 d	1,811	皆増	996	皆増
	公債費等 e	29,861	4.6	28,167	3.1
	臨時財政対策 債振替相当額 f	38,470	2.4	23,662	3.9
	合 計 (a+b+c+d+e -f) g	(218,927) 180,458	(△0.3) △0.8	(235,213) 211,551	(0.7) 0.4
基準財政収入額	96,088	1.5	135,274	1.5	
交付基準額	84,370	△3.3	76,276	△1.6	
普通交付税額	(122,720) 84,251	(△1.4) △3.1	(99,799) 76,136	(△0.1) △1.3	

- (注) 1 ()書きは、臨時財政対策債分を含めた場合の計数である。
 2 平成25年度の財源不足団体について、対前年度(当初算定)との伸率を算出している。
 なお、交付基準額及び普通交付税額については、前年度(当初算定)の実績に対する伸率である。
 3 交付基準額と普通交付税額との差額は調整額である。
 4 表示単位未満を四捨五入しているため、項目ごとの数値の計と合計は一致しない。

2 算定結果の特徴

道府県分及び市町村分の基準財政需要額、基準財政収入額の全体的な傾向は、次のとおりである。

区 分		道 府 県 分	市 町 村 分
基準財政需要額	増要因	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉費の障害者自立支援給付費負担金 ・ 高齢者保健福祉費(65歳以上人口)介護給付費負担金 ・ 高齢者保健福祉費(75歳以上人口)の後期高齢者医療給付費負担金 ・ 地域の元気づくり推進費の新設 ・ 臨時財政対策債償還費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉費の障害者自立支援給付費負担金 ・ 住民税の年少扶養控除廃止等による追加増収分等への対応(子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進基金等を活用した国庫補助事業の一般財源化)、予防接種法に基づく定期接種(一類疾病分)に係る公費負担の範囲の見直し ・ 高齢者保健福祉費(65歳以上人口)の介護給付費負担金 ・ 高齢者保健福祉費(75歳以上人口)の後期高齢者医療給付費負担金 ・ 地域の元気づくり推進費の新設 ・ 臨時財政対策債償還費
	減要因	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給与費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給与費
基準財政収入額	増要因	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道府県民税所得割 ・ 法人事業税 ・ 軽油引取税 ・ 地方法人特別譲与税 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村民税所得割 ・ 市町村民税法人税割 ・ 固定資産税 ・ 市町村たばこ税
	減要因	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道府県たばこ税 ・ 自動車税 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車取得税交付金 ・ 自動車重量譲与税

3 主な算定方法改正点

1 地方公務員給与費に係る基準財政需要額の算定

平成25年度の地方公務員給与費に係る基準財政需要額については、平成25年7月から国家公務員と同様の給与削減を実施することを前提として算定(関係費目の単位費用を改正)。

2 「地域の元気づくり推進費」の算定(3,000億円程度)

地方財政計画に計上された「地域の元気づくり事業費」(3,000億円)については、地域の活性化等の緊急の課題に対処する観点から、普通交付税の基準財政需要額として、新たに臨時費目「地域の元気づくり推進費」を設けて、全ての地方団体について、地域の活性化等への取組に必要な財政需要を、人口を基本として算定(基礎額)。

その際、これまでの人件費削減努力を給与水準(国の給与削減前のラスパイレース指数)と職員数削減の要素で加算。

	基礎額	人件費削減努力による加算		計
		ラスパイレース指数	職員数削減	
道府県分	650億円程度	650億円程度	650億円程度	1,950億円程度
市町村分	350億円程度	350億円程度	350億円程度	1,050億円程度

3 東日本大震災の被災団体に対する算定上の特例(35億円程度)

東日本大震災の被災団体に対して、小・中学校費、高等学校費及びその他の教育費(幼稚園)の算定において、平成23年度及び平成24年度に引き続き特例的な措置を講じ、財政運営に支障が生じないよう配慮。

4 臨時財政対策債の配分方式

臨時財政対策債発行可能額の配分については、平成25年度から、全て財源不足額を基礎として算出。

平成25年度 普通交付税交付額(道府県分・市町村分)

(単位:百万円)

都 道 府 県	道 府 県 分				市 町 村 分			
	基準財政需要額	基準財政収入額	財源不足額	普通交付税額	基準財政需要額	基準財政収入額	財源不足額	普通交付税額
北海道	1,113,151	439,917	673,234	672,498	1,364,536	573,392	791,144	790,241
青森	314,431	98,966	215,465	215,257	314,425	120,800	193,625	193,417
岩手	320,983	104,035	216,948	216,735	321,691	129,662	192,030	191,817
宮城	361,815	205,178	156,637	156,397	445,927	267,926	178,002	177,707
秋田	268,220	75,391	192,830	192,652	286,576	98,624	187,952	187,762
山形	266,118	87,895	178,223	178,047	255,244	111,252	143,992	143,823
福島	370,394	176,247	194,147	193,902	407,866	212,320	195,546	195,277
茨城	437,685	273,988	163,697	163,408	486,126	334,614	151,513	151,191
栃木	312,885	187,856	125,029	124,822	331,886	246,579	85,307	85,087
群馬	304,872	175,569	129,303	129,101	356,098	236,672	119,426	119,190
埼玉	775,405	589,448	185,957	185,444	970,178	828,970	141,207	140,566
千葉	683,712	526,144	157,568	157,116	836,387	687,699	148,688	148,135
東京	1,976,477	1,768,841	-	-	425,609	372,181	53,428	53,146
神奈川	874,797	813,867	60,931	60,352	1,285,695	1,221,167	64,528	63,680
新潟	464,964	192,485	272,480	272,172	510,669	259,104	251,565	251,227
富山	225,855	97,788	128,068	127,919	214,564	131,039	83,525	83,383
石川	232,683	103,790	128,893	128,739	242,111	138,132	103,979	103,819
福井	201,779	74,443	127,336	127,202	157,534	97,629	59,904	59,800
山梨	204,763	76,486	128,277	128,141	181,970	90,591	91,379	91,258
長野	392,126	177,725	214,402	214,142	481,449	236,773	244,677	244,358
岐阜	343,691	176,346	167,345	167,118	400,908	239,038	161,869	161,604
静岡	496,720	344,447	152,274	151,945	579,055	481,360	97,695	97,312
愛知	820,885	756,069	64,816	64,272	951,948	860,758	91,190	90,561
三重	303,894	169,799	134,095	133,894	340,424	221,900	118,524	118,299
滋賀	234,487	123,728	110,759	110,604	250,565	167,764	82,802	82,636
京都	373,891	203,162	170,729	170,481	455,472	304,826	150,646	150,345
大阪	1,052,733	770,390	282,343	281,646	1,426,871	1,166,466	260,405	259,461
兵庫	761,161	459,464	301,697	301,193	980,932	692,361	288,571	287,922
奈良	243,244	97,794	145,450	145,290	249,944	137,608	112,336	112,171
和歌山	231,557	70,528	161,029	160,876	213,670	102,293	111,377	111,236
鳥取	177,823	42,693	135,130	135,013	141,589	55,682	85,908	85,814
島根	235,138	53,705	181,433	181,277	211,311	70,801	140,509	140,370
岡山	318,522	152,427	166,095	165,884	402,483	227,155	175,328	175,062
広島	423,107	238,750	184,357	184,077	545,997	348,811	197,186	196,825
山口	286,844	115,677	171,166	170,977	289,693	157,952	131,741	131,549
徳島	211,137	63,291	147,846	147,707	175,064	85,670	89,394	89,278
香川	197,662	86,971	110,691	110,560	191,521	113,102	78,418	78,292
愛媛	273,146	107,420	165,726	165,545	300,275	150,399	149,876	149,677
高知	221,903	50,662	171,241	171,095	199,897	70,266	129,631	129,499
福岡	675,272	399,913	275,360	274,913	897,614	576,901	320,713	320,119
佐賀	205,401	63,470	141,931	141,795	175,026	81,138	93,888	93,773
長崎	307,274	92,464	214,810	214,607	331,535	128,688	202,847	202,628
熊本	338,252	125,147	213,105	212,881	390,987	175,381	215,606	215,347
大分	258,012	87,923	170,089	169,919	259,658	124,282	135,376	135,204
宮崎	261,014	79,121	181,894	181,721	247,163	106,242	140,921	140,759
鹿児島	380,952	115,981	264,971	264,719	407,373	158,615	248,758	248,489
沖縄	285,410	84,219	201,191	201,003	261,549	126,844	134,704	134,531
合 計	20,022,251	11,377,618	8,644,634	8,425,059	21,155,065	13,527,430	7,627,635	7,613,645

(注) 1. 市町村分については、財源不足団体分を記載している。

2. 東京都分については、特別区分と合算して算定され、合算後は財源不足額が生じていないため「-」と表記している。

3. 表示単位未満を四捨五入しているため、各都道府県の数値の計と合計は一致しない。

地域の元気づくり推進費の算定について

基本的な考え

- 地域の元気づくり推進費（3,000億円程度）については、地方交付税において普通交付税の基準財政需要額として算定を行う。
- 地域の活性化等の取組に必要な財政需要に対して、人口を基本として基礎額を算定する。
- これまでの人件費削減努力を給与水準（国の給与削減前のラスパイレス指数）と、職員数削減の要素で加算。

算定額等

- 3,000億円程度

	基礎額	人件費削減努力による加算		計
		ラスパイレス指数	職員数削減	
都道府県分	650億円程度	650億円程度	650億円程度	1,950億円程度
市町村分	350億円程度	350億円程度	350億円程度	1,050億円程度

ラスパイレス指数について

- ・「H24年度（H24.4.1現在の国の給与削減前のラスパイレス指数）」と「H20～H24年度のラスパイレス指数の平均値」の小さい方を用いて、100を下回る度合いに応じて割り増して算定を行う。
- ・H24年度のラスパイレス指数が100以上の場合は割り増しは0。

職員数削減について

- ・全国の職員数がピークであった5年間（H5～H9）の平均職員数と、H20～H24年度の平均職員数による削減率に応じて割り増して算定を行う。
 （都道府県の平均削減率 △13.6% 市町村の平均削減率△17.8%）
 ※国基準の定数増（教職員、警察官）の影響を除外
 ※合併市町村については、市町村職員数に一部事務組合の職員を加算
- ・H20～H24年度の平均職員数が増加している場合は割り増しは0。

平成25年度 地域の元気づくり推進費算定額

(単位:百万円)

都道府県	都道府県分	市町村分
北海道	18,267	6,177
青森	2,096	2,010
岩手	2,244	2,069
宮城	2,126	2,780
秋田	1,718	1,927
山形	1,368	1,379
福島	2,323	1,839
茨城	2,564	3,022
栃木	3,876	1,524
群馬	1,623	1,611
埼玉	5,664	3,865
千葉	5,199	3,119
東京	13,848	5,957
神奈川	8,767	3,780
新潟	2,263	3,473
富山	1,764	1,139
石川	1,616	1,646
福井	1,144	1,127
山梨	1,027	1,295
長野	3,342	2,654
岐阜	5,787	2,673
静岡	3,258	2,443
愛知	6,108	4,316
三重	2,978	1,609
滋賀	1,713	1,173
京都	3,112	1,912
大阪	27,411	7,102
兵庫	8,613	3,869
奈良	2,026	1,711
和歌山	1,549	1,172
鳥取	2,794	807
島根	3,312	920
岡山	7,253	1,677
広島	4,122	1,971
山口	1,672	1,076
徳島	3,137	1,018
香川	2,417	1,092
愛媛	1,908	1,873
高知	2,030	1,078
福岡	4,759	3,058
佐賀	1,168	1,178
長崎	1,890	1,427
熊本	1,844	2,071
大分	1,646	809
宮崎	2,048	998
鹿児島	4,740	1,909
沖縄	2,828	1,635
合計	194,960	104,967

(注) 表示単位未満を四捨五入しているため、各都道府県の単純合計と合計欄は一致しない。

平成25年度 臨時財政対策債発行可能額について

1 臨時財政対策債発行可能額の内訳

(単位：億円、%)

区 分	平成25年度	平成24年度	伸 率
	A	B	A/B-1
都道府県	38,470	37,936	1.4
うち人口基礎	—	5,151	
うち財源不足額基礎	38,470	32,785	
市町村	23,662	23,398	1.1
うち人口基礎	—	4,566	
うち財源不足額基礎	23,662	18,832	
合 計	62,132	61,333	1.3
うち人口基礎	—	9,716	
うち財源不足額基礎	62,132	51,617	

※表示未満四捨五入しているため、区分ごとの数値と合計は一致しない。

2 臨時財政対策債の概要

地方財源の不足に対処するため、平成23年度から平成25年度の間、地方財政法第5条の特例として発行されるもの（平成13年度から平成22年度の間においても同様に発行）。

なお、その元利償還金については、翌年度以降の基準財政需要額に全額算入する。

3 臨時財政対策債発行可能額の算出方法の見直し

財政力の弱い地方公共団体に配慮し、財源調整機能を強化する観点から、平成22年度以降、段階的に「人口基礎方式」を廃止し、平成25年度から、全額「財源不足額基礎方式」により算出している。

①人口基礎方式

すべての地方公共団体を対象とし、各団体の人口を基礎として算出

②財源不足額基礎方式

人口基礎方式による臨時財政対策債発行可能額を振り替えたときに、財源不足額が生じている計算となる地方公共団体を対象とし、当該不足額を基礎として算出（財政力に応じて増減）

平成25年度 臨時財政対策債発行可能額一覧表

(単位:百万円)

都道府県	都道府県分	市町村分
北海道	192,280	142,093
青森	50,113	26,031
岩手	49,306	25,872
宮城	65,080	50,239
秋田	41,760	22,406
山形	41,451	21,947
福島	62,982	41,159
茨城	104,523	51,224
栃木	65,265	36,554
群馬	66,506	40,930
埼玉	202,439	109,350
千葉	184,772	88,937
東京	-	44,685
神奈川	267,685	147,327
新潟	80,407	56,621
富山	41,536	24,026
石川	41,814	25,997
福井	35,178	16,277
山梨	35,438	18,861
長野	71,712	47,788
岐阜	69,822	44,311
静岡	128,431	75,322
愛知	284,838	98,738
三重	66,395	36,023
滋賀	50,199	29,273
京都	87,829	71,633
大阪	307,369	216,629
兵庫	171,363	127,805
奈良	42,922	27,041
和歌山	37,451	20,536
鳥取	27,183	12,195
島根	35,533	16,224
岡山	65,916	50,073
広島	94,695	74,456
山口	52,253	31,348
徳島	32,678	15,544
香川	35,867	20,718
愛媛	47,333	30,153
高知	33,537	16,220
福岡	147,983	122,085
佐賀	32,901	15,787
長崎	48,784	27,894
熊本	56,910	43,330
大分	42,356	24,405
宮崎	41,325	21,441
鹿児島	60,200	34,181
沖縄	44,635	24,525
合計	3,846,955	2,366,213

(注) 表示単位未満を四捨五入しているため、各都道府県の単純合計と合計欄は一致しない。